

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和3年3月24日

魚沼市監査委員 星 野 武 男

魚沼市監査委員 森 山 英 敏

魚 沼 市 長 内 田 幹 夫 様

魚沼市監査委員 星 野 武 男

魚沼市監査委員 森 山 英 敏

令和2年度随時監査の結果報告について（提出）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき随時監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので提出します。

記

1 監査の対象

総務政策部管財課における財産の無償譲渡の状況等について

2 監査の期間

令和3年2月8日から令和3年3月23日

3 監査の目的

平成16年11月以降の土地・建物及び物品の無償譲渡について、事務処理が法令等に定めるところにより適正に処理されているか、また事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施する。

4 監査の方法

総務政策部管財課における事務について資料の提出を求め、同資料に基づき審査を行うとともに、関係者の説明を聴取し実施した。

5 監査の結果及び所見

平成16年11月以降の土地・建物及び物品の無償譲渡については、魚沼市財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例に基づき適正に執行されていることを確認した。

しかし、無償譲渡を行う場合の判断基準として、魚沼市財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例における公益上の必要について、判断基準等を明確にするため詳細を精査し、速やかに条例改正を求める。